

東京都市町村民交通災害共済（ちょこつと共済）事業の終了について（報告）

東京市町村総合事務組合が実施する共同事業「東京都市町村民交通災害共済事業」については、社会経済状況、事業の運営状況等を踏まえ、下記のとおり終了することになりましたので、お知らせします。

1 東京市町村総合事務組合における検討・協議経過

- | | |
|----------|---|
| 令和6年8月 | 調査・分析により収支状況等から持続的な運営は困難との報告 |
| 令和6年11月～ | 東京都市町村民交通災害共済事業の組織市町村協議により持続的な運営は困難につき、事業終了の方向性決定 |
| 令和7年7月 | 協議状況（事業終了）を市長会に報告 |
| 令和8年2月 | 募集最終年度を令和9年度に決定し、市長会に報告 |

2 事業終了時期

令和9年度を募集最終年度とする。

3 事業終了の理由

(1) 持続可能性の問題

長期的な加入者数の減少により財政収支が悪化し、基金を取り崩さなければ運営を維持できない状況が続いており、今後とも改善の見込みが立たず、本事業の持続的な運営は困難であるため。

(2) 事業を取り巻く環境の問題

金融機関の窓口の大幅な減少、手数料徴収の動向等により、加入者数の更なる減少と市町村の負担の増大及び事業収支の悪化が見込まれるため。

(3) 民間保険サービスの普及

交通事故に対する補償について、交通災害共済制度が開始された当初と比較し、現在は自動車保険や傷害保険などの民間保険が広く普及し、補償内容も充実している。民間保険サービスで対応できる環境が整っており、本事業に対するニーズが相対的に低下しているため。

4 事業終了に向けた検討事項について

(1) 民間保険サービスへの移行

交通災害に係る民間の保険サービスへの移行を検討する。

(2) 基金の取扱い

事業終了時点の基金残高について、制度設立以来の加入者数に応じて市町村に配分するとされた協議結果を踏まえ、配分後の用途等について引き続き東京市町村総合事務組合において検討する。

5 今後の予定

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 令和8年12月 | 民間保険サービスへの移行に関する情報提供（予定）
※議員資料送付 |
| 令和9年2月 | 既加入者及び市民に事業終了と今後の方針について告知 |
| 令和9年4月～ | 募集最終年度 |
| 令和13年3月 | 見舞金支払事務の終了 |